

資料3	令和4年11月8日
	第31期青少年問題協議会 第4回定例協議会

令和3年度 豊島区子どもの権利擁護委員の活動内容

豊島区子ども家庭支援センター

1. 子どもの権利擁護委員の設置の経緯

- 平成18年4月に制定された、「豊島区子どもの権利に関する条例」では、第6章で、子どもの権利侵害に関する救済と回復を支援するために、子どもの権利擁護委員を設置することを規定している。
- 平成22年1月1日、児童虐待の相談・通告件数の増加に対応し、権利侵害から子どもを救済することを区自らの責務とした条例の趣旨を実現するために、区長の附属機関として、子どもの権利擁護委員を設置するに至った。

2. 子どもの権利擁護委員の現状

- 子どもの権利擁護委員の事務局を子育て支援課東部子ども家庭支援センターに設置し、弁護士、臨床心理士の計3名に委嘱している。
- 活動として、「各種会議（月2回程度）、電話相談、調査、面接、関係機関対応、普及啓発活動等」を通年実施している。

3. 令和3年度活動実績

活動内容	延回数（3名分）
豊島区子どもの権利委員会参加	4回
豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会	2回
要保護児童対策地域協議会ネットワーク会議参加	12回
要保護児童対策地域協議会代表者会議参加	1回
要保護児童対策地域協議会実務者会議参加	11回
要保護児童対策地域協議会ネットワーク研修講師	1回
教育委員会研修・講演 講師	2回
子どもの権利擁護委員出張講座（小学校）	1回
子ども研修	2回
中高生センタージャンプ訪問	22回（東池袋・長崎各11回）
個別ケース検討会議参加	11回
子どもの権利グループ職員へのスーパーバイズ	12回
保護者相談	20回
子ども相談	33回
相談ケースについて関係機関との打ち合わせ	29回
セーフコミュニティ児童虐待防止対策委員会参加	5回
としまの里親プロジェクト参加	4回

【相談対応ケースの概要】

- ・子どもからの保護者、学校、友人、恋愛、性的違和感、進学に関する相談。
- ・関係者会議にて子どもの権利に関する助言。
- ・関係機関の見解に齟齬が生じているケースの調整。
- ・要支援家庭の児童の進学に関わる手続きの助言。
- ・虐待のある家庭における親子間調整。
- ・支援の必要な子どもの18歳到達後のフォローアップ。

【中高生センタージャンプへの訪問について】

豊島区の中학생や高校生等の実態を把握するとともに、現場で子ども達の生の声に耳を傾け子どもの権利擁護に寄与するため、毎月1回、各中高生センタージャンプを訪問し相談を受けている。合わせて子どもの権利擁護委員の普及・啓発を図っている。

【令和3年度の新たな取組み】

子どもの権利擁護委員の山下弁護士が豊島区立長崎小学校にて、小学5・6年生（約80名）を対象に、「子どもの権利」をテーマに出張講座を実施した。



【区立長崎小学校での出張講座の様子】